

審 議 経 過

1. 開会

2. 辞令書交付

3. 副市長あいさつ

伊万里市副市長 桑本成司

4. 委員長、副委員長の選出

下記のとおり決定

委員長：佐々木 隆夫氏（西九州大学）

副委員長：前田 敏彦氏（伊万里市身体障害者福祉協会）

5. 協議

（1）障がい者計画および障がい福祉計画について

（事務局） 今回の策定委員会の目的は、伊万里市が策定している障がい福祉に関する3つの計画が令和8年度をもって計画期間の終了を迎えるため、次期計画の策定に向けて意見や助言をいただくことである。障がい福祉に関して、市町村が策定する計画には、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」の3種類がある。これらの計画を耳にする機会は少ないと思われるため、まず、それぞれの計画の内容を説明する。

資料1ページの四角で囲まれた部分のうち、一番上の「現行計画」の欄を参照されたい。

現在の計画は「第4次伊万里市障害者計画」であり、令和3年3月に策定した。計画期間は、令和3年度から令和8年度末までの6年間である。

「第7期伊万里市障がい福祉計画」と「第3期伊万里市障がい児福祉計画」について、第7期障がい福祉計画は令和6年3月に策定した。計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間であり、第3期伊万里市障がい児福祉計画も、第7期障がい福祉計画と同じ計画期間である。

以前は、障がい福祉計画には主に18歳以上の障がい者に関する内容を記載していたが、児童福祉法の改正により、18歳未満の障がい児についても計画を策定することが求められるようになったため、障がい福祉計画の中に障がい児福祉に関する内容も含め、一体的に策定している。

以上のとおり、3つの計画の期間が令和8年度をもって終了することから、次期計画として、「第5次伊万里市障がい者計画」、「第8期伊万里市障がい福祉計画」および「第4期伊万里市障がい児福祉計画」を策定することとした。

なお、伊万里市では、令和4年3月から、「障害」の表記を原則として漢字からひらがなの「がい」に改めている。現在の「第4次伊万里市障害者計画」

は令和3年3月に策定された計画であるため、計画名に漢字の「害」を用いているがあるが、今回策定する計画では原則として「障がい」と表記する。

ただし、法律、条例、国の計画名称等、正式名称に漢字の「害」が使われている場合は、その名称をそのまま使用する。

続いて、資料1 ページ中央部分を参照されたい。ここには各計画の策定根拠となる法律を記載している。まず、左側の「障がい者計画」についてである。障がい者計画は、障害者基本法第11条に基づく計画である。障害者基本法では、市町村は障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないと定めている。障がい者計画の主な役割は2点である。

1点目は、市町村における障がい福祉施策を計画的に推進し、障がいのある人の自立と社会参加を促進することである。

2点目は、国の障害者基本計画や県の障害者計画を踏まえて、市町村の計画を策定することである。

次に、右側の「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」についてである。これらの計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる障害者総合支援法を主な根拠としている。障がい者計画とは異なる法律に基づく計画である。障害者総合支援法第88条では、市町村は、国が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保や、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとしている。

障がい福祉計画および障がい児福祉計画では、障がい福祉サービス等の提供体制、サービスの見込量、提供体制の整備方策等、具体的な事項を定める。

まとめると、「障がい者計画」は、障がい福祉施策に関する理念や基本的な方向性を示す計画である。一方、「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスや障がい児支援の内容、必要なサービス量、提供体制等を具体的に定める計画である。

以上で、障がい福祉に関する計画の説明を終える。

(委員長) 事務局から説明があったが、内容について質問や確認がある場合は、挙手のうえ、氏名を伝えて発言されたい。

特に質問がないため、次の議題に進む。

(2) 第4次障害者計画、第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の計画期間における概況について

(事務局) 第4次伊万里市障害者計画、第7期伊万里市障がい福祉計画および第3期伊万里市障がい児福祉計画が開始された令和3年度以降の、伊万里市の人口、障がい者手帳所持者数、障がい福祉サービス事業所数、サービス利用者数等の推移を説明する。

1. 人口および障がい者手帳所持者数の推移

伊万里市の人口は減少を続けており、令和3年度から令和8年度までの6年間で3,071人減少している。障がい者手帳を所持している市民の人数について、令和3年度から令和4年度にかけて所持者数は減少したが、その後は微増している。

人口に占める障がい者手帳所持者の割合は、おおむね 7.5%であり、大きな変動はない。参考として、障害者白書による全国の割合は 9.3%である。手帳の種類別の推移として、身体障がい者手帳の所持者数は減少傾向にある一方、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は徐々に増加している。

2. 障がい福祉サービス事業所数の推移

伊万里市内の障がい福祉サービス事業所数の推移について、令和 3 年度の事業所数は合計 59 事業所であったが、令和 8 年度には 65 事業所となり、6 事業所増加している。特に就労継続支援 B 型は 8 事業所から 12 事業所へ増加している。児童発達支援や放課後等デイサービスは、新規事業所が開設されている一方、事業所の統合等もあり、事業所数はおおむね横ばいである。就労継続支援 A 型は、令和 7 年度および令和 8 年度時点では事業所がなかったが、令和 8 年 5 月に 1 事業所が開設されている。

3. サービス利用者数および障がい福祉関連経費

障がい福祉サービスおよび障がい児向け福祉サービスの利用者数の推移について、サービス利用者数は年々増加しており、令和 3 年度から令和 7 年度までの間に 155 人、約 20%増加している。障がい福祉に係る経費の推移について、利用者数の増加に伴い、障がい福祉関連経費も年々増加している。令和 3 年度は約 21 億 2,000 万円であったが、令和 7 年度には約 24 億 9,000 万円となり、約 3 億 7,000 万円、約 17%増加している。障がい福祉の充実は重要であるが、利用者数の増加に伴う経費の大幅な増加も、今後の課題として捉える必要がある。

4. 第 4 次障害者計画の目標達成状況

第 4 次障害者計画では、啓発・広報、生活支援、生活環境、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、情報アクセシビリティ・意思疎通支援の 7 分野、29 項目について目標を設定している。

29 項目のうち、○（達成）が 11 項目、△（達成まであと一步）が 6 項目、×（未達成）が 12 項目であり、割合では、○が 37.9%、△が 20.6%、×が 41.4%である。○と△を合わせると、58.5%の項目が目標達成または達成に向けて進展している。特徴として、特別支援教育支援員の配置数、障がい児通所支援の定員、手話奉仕員の派遣回数等、支援基盤の整備は進んでいる一方で、相談体制、居宅サービス、教育、就労等の満足度は目標を下回っている。この結果から、支援の量や体制の整備が、必ずしも利用しやすさや安心感に結び付いていない実態があると思われる。今後は、事業の実施数や参加人数だけでなく、必要な人が適切な支援につながったか、本人や家族の生活上の困りごとが改善したかという視点を重視する必要がある。

5. 市民アンケートの実施状況

今年度、市内在住の 18 歳以上で、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持する方、18 歳未満で障がい者手帳を所持する児童・生徒を養育する保護者を対象に、市民アンケートを実施している。対象者のうち、無作為に抽出した 800 人に対して郵送でアンケートを配布した。

難病の方からも意見を聴くため、伊万里保健福祉事務所の協力により、窓口で手続に来られた方へ同じ内容のアンケートを配布した。アンケートは 6 月中旬から配布し、7 月末を締切としているが、7 月 15 日時点で 398 通の回答があり、回答率は 46%であった。7 月末時点では 464 通の回答があり、回答率は 54%

となっている。アンケートの集計結果報告書は、第2回策定委員会の開催案内に合わせて委員へ送付する予定である。

6. 第7期障がい福祉計画等の目標達成状況

第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画では、7分野、24項目の目標を設定している。主な分野は、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の機能充実、福祉施設から一般就労への移行、障がい児支援の提供体制、相談支援体制の充実、障がい福祉サービスの質の向上である。

24項目のうち、○が14項目、△が4項目、×が6項目である。

割合では、○が58.3%、△が16.7%、×が25%であり、○と△を合わせると、75%の項目が目標達成または達成に向けて進展している。

特徴として、相談支援体制や障がい児支援関係機関の連携基盤はおおむね整備が進んでいる一方、地域生活への移行や一般就労への移行等、本人の生活の場や社会参加に直結する項目には未達成のものが残っている。

今後は、体制を整備したかだけでなく、その体制により本人や家族の生活がどのように改善したかという成果を評価することが重要である。

7. 現行計画期間中の法令等の改正

現行計画期間中には、障がい福祉に関する法律や制度等の改正・施行があった。

主なものとして、障害者基本計画、障がい者による情報取得や意思疎通に関する法律、精神保健福祉法の改正、障がいを理由とする差別の解消に関する基本方針の改定、障害者総合支援法および児童福祉法の改正等がある。児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に関するガイドラインも改定されている。

伊万里市では、令和7年4月に「伊万里市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行した。手話や要約筆記をはじめとする多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を進めている。

8. 現行計画を振り返っての課題

第4次障害者計画等を振り返り、次の9項目を課題として整理している。

1点目は、障がいの重度化、障がい者および介護者の高齢化に伴う障がい福祉サービス等の利用増加である。サービス利用者の増加に伴い、障がい福祉関連経費の増加や、事業所・人材不足が懸念される。

2点目は、障がい福祉施策への満足度である。福祉に関する相談体制、居宅サービス、障がいの早期発見や療育体制に対する満足度は、目標値に届いていないだけでなく、前回調査より悪化している。

3点目は、保健、医療、教育、雇用、介護等との連携体制の充実である。障がい福祉分野だけでは解決できない課題も多いため、関係分野との連携を強化する必要がある。

4点目は、災害時における要配慮者への支援である。個別避難計画の作成、障がい特性に配慮した避難訓練、福祉避難所の受入体制、医療的ケア、服薬、補装具、情報保障等への対応が必要である。

5 点目は、障がいの早期発見および療育体制の充実である。特別支援教育支援員の配置数や児童通所支援事業所の定員は増加しているが、相談から療育、就学までの支援体制をさらに強化する必要がある。

6 点目は、発達に支援や配慮が必要な児童への対応と家族支援である。発達が気になる段階から相談できる体制を整え、保育所、学校、医療機関、療育機関等との連携を強化する必要がある。

7 点目は、子どもの進学や就職に対する不安の解消である。在学中から進路選択、職場実習、就労、就労後の定着までを見通した支援が必要である。

8 点目は、計画相談支援を担う相談支援専門員の確保である。サービス利用者の増加に伴い、相談支援専門員 1 人当たりの担当件数が増加しており、人材確保と負担軽減が課題となっている。

9 点目は、専門的人材の確保である。相談支援専門員、看護師、ホームヘルパー、サービス管理責任者、手話奉仕員等の確保・定着が必要である。強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケア等に対応できる専門性を高めることも重要である。

(委員長) 事務局から、現行計画期間中の概況について説明があった。

この後の骨子案に関する議論と関連する内容についても、必要に応じて質問や意見を出して差し支えないこととする。

これを受け、B 型就労について、ハラスメントの相談窓口はあるか尋ねたい。

(事務局) 障がい者生活支援センターで虐待や人権擁護の相談対応を行っている。

(3) 第 5 次障がい者計画、第 8 期障がい福祉計画および第 4 期障がい児福祉計画の骨子案について

(事務局) 国の障害者基本計画、右側が伊万里市の次期計画の骨子案である。

国の障害者基本計画は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間としている。基本理念は、「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、創造力を最大限発揮して、自己実現できるよう支援する」とされている。第 4 次計画の理念をおおむね継承しつつ、障がい者を自らの決定に基づいて社会参加する主体として捉えている点に特徴がある。国の計画には 11 分野の基本的方向が示されている。

伊万里市では、国の計画を踏まえながら、市の課題や資源、地域特性に応じて重点的に取り組む分野を整理している。伊万里市の基本理念は、「支え合い、自分らしく生きるまち伊万里」とする案である。「支え合い」には、障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、支え合うという意味を込めている。「自分らしく生きるまち」には、必要な支援を受けながら、自己決定の主体として自分らしく生きることが出来るまちを目指すという意味を込めている。

次期障がい者計画に盛り込む主な取組は、次のとおりである。

「差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止」については、現行計画の内容をおおむね継承する。

「自立した生活と意思決定の支援」では、精神障がい者および手話に対応する専門員の配置による相談窓口の充実を明記する。

「教育の振興」では、児童発達支援センターを中核とした支援体制の整備を追加する。これは、令和6年4月の児童福祉法改正により、児童発達支援センターの中核的役割が明確化されたことを踏まえたものである。伊万里市内では令和6年から児童発達支援センターが開設されており、今後、同センターとの連携を深める。

「雇用・就業・経済的自立の支援」では、佐賀県の事業を活用した就労支援の充実を追加する。県の就労支援事業や、障がい者と企業のマッチングを図る事業等を活用し、就労支援を進める。

「情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援」では、コミュニケーションボードの普及促進を追加する。コミュニケーションボードは、絵や文字を指さすことにより、言葉や発語によらず意思を伝えるためのツールである。伊万里市でも複数種類のコミュニケーションボードを作成し、市内での普及を進める予定である。

第8期障がい福祉計画および第4期障がい児福祉計画では、国の基本指針に基づき、サービス見込量、提供体制の確保方策、基本的な考え方、成果目標、点検・評価方法等を記載する。障がいの有無や年齢、生活状況等にかかわらず、すべての人が地域社会の一員として共に暮らす「インクルージョン」の推進も盛り込む。

令和11年度を目標年度として、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、地域生活支援拠点、一般就労への移行、障がい児支援体制、相談支援体制、障がい福祉人材の確保等について成果目標を設定する。強度行動障がいについては、まず現状を把握し、支援体制の整備を促進する目標を設定する。

福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業等を利用して一般就労する人の数を4人とする案を示している。就労定着支援については、令和6年度の実績を基準に目標値を設定する。就労選択支援事業所については、障がいのある人が自分に合った就労先やサービスを選択するための新しいサービスであり、令和11年度までに圏域内に1か所設置することを目標とする。

障がい児支援については、児童発達支援センター等を中核として、家族支援、地域の事業所への助言、保育所・学校等との連携、母子保健・教育・相談支援機関等との連携の4つの機能を確保する。

相談支援体制については、伊万里市では、相談支援専門員が不足しているために本人が望まないセルフプランを作成する事例は現時点で発生していない。そのため、国の指針にある当該目標は設定しない予定である。

障がい福祉サービス等の質の向上については、指定特定相談支援事業所に対する運営指導を年1回以上実施する目標を新たに設定する。

骨子案の説明は以上である。

(委員長) 事務局から骨子案について説明があった。

これから質疑・意見交換に入るため、委員の皆さまから忌憚のない意見を求める。

(委員) 国の障害者基本計画には「国際社会での協力・連携の推進」が含まれているが、伊万里市の骨子案には記載されていない。地方自治体である伊万里市の計画にはなじまないという判断か確認したい。

- (事務局) ご指摘のとおり、伊万里市単独で国際社会との協力・連携を計画項目として具体化することは難しいと考えている。市町村障がい者計画は、国や県の計画を基本としながら、市町村の障がい者の状況や地域特性を踏まえて策定するものである。したがって、国の基本計画にある 11 分野をそのまま記載するのではなく、伊万里市の課題や地域資源に応じて重点分野を設定する考えである。
- (委員) 障がい者手帳所持者数だけでは、地域の障がい福祉ニーズを把握しにくい場合がある。次期計画では、自立支援医療の利用者数、小児慢性特定疾患、医療的ケア児等に関するデータも掲載してはどうか。また、就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援の事業所が伊万里市内にないことは大きな課題である。就労選択支援は、A 型や B 型等の利用につながる入口となるサービスであり、市内に事業所がないことで支援へのアクセスが難しくなることが懸念される。
- (事務局) 指摘のとおり、伊万里市内には就労移行支援事業所および就労選択支援事業所がない状況である。就労選択支援は新しいサービスであり、事業所にとっても制度の必要性や運営方法が十分に理解されていない面がある。今後、自立支援協議会の就労支援部会において制度説明を行う予定である。県内には就労選択支援事業所が設置されている自治体もあるが、まだ設置されていない圏域もある。他自治体とも情報共有しながら、まずは制度の理解を進め、事業所の設置について検討する。
- (委員) 伊万里市内には外国人住民も多く、今後、外国人住民が障がいを有することとなった場合や、家族に障がいがある場合の支援も想定する必要がある。国際社会に関する項目をそのまま設定することが難しいとしても、外国人住民への相談支援や情報保障について、計画に何らかの形で盛り込んではどうか。
- また、インクルージョン教育の記載があるが、特別支援教育について、障がいのある子どもと障がいのない子どもが幼少期から共に学び、相互理解を深めることが重要である。
- (委員) 特別支援教育について、学校での課題が十分に解決されないまま、進学先や特別支援学校へ引き継がれる場合がある。教育、福祉、就労の各段階が切れ目なくつながる支援が必要である。保護者としては、就労先の確保だけでなく、本人の精神的な安定や、学校から社会生活への移行についても不安を感じているので、アンケートを取るなど困りごとを聞いてほしい。次期計画では、特別支援教育の充実について、具体的な取組を示してほしい。
- (委員) 次期計画の検討にあたっては、現行計画や、これまでの評価結果を確認したい。
- 今回の資料は概要が中心であるため、過去の計画や実績を確認できるようにしてほしい。
- (事務局) 現行計画等は、伊万里市ホームページに掲載している。今後は、策定委員会開催の通知の際に掲載場所を案内する。障がいのある外国人住民への相談対応や情報提供について、計画への盛り込みを検討する。
- (委員長) 骨子案は幅を持たせた書き方でよい。外国人居住者の問題は大事であるが、伊万里市は観光に来る外国人も多いので、障がいを持つ方のため、バリアフリー化なども重要である。
- (委員) 障がいのある方のスポーツ活動について、相談窓口や情報提供の体制を確認したい。

- (事務局) 県では、パラスポーツの普及に関する検討の場が設けられている。福祉担当課では、窓口に来られた方への情報提供やチラシ配布等を行い、スポーツ担当課と連携して普及を進める必要がある。障がい福祉分野とスポーツ分野で役割分担をしながら、パラスポーツの推進に取り組む。
- (委員) 知的障がいや精神障がいのある方の中には、家計管理や生活困窮の課題を抱えている方もいる。次期計画に、家計相談や生活困窮者への支援を盛り込む予定があるか確認したい。
- (事務局) 現時点の骨子案では、家計相談や生活困窮に関する支援を明確には記載していない。「雇用・就業・経済的自立の支援」の項目に盛り込むことが可能か、今後検討する。

(4) その他

- (事務局) 今後の計画策定スケジュール案について、第2回策定委員会は11月30日、第3回策定委員会は2月25日に開催する予定である。
- 今回の委員会で出された意見をもとに計画素案を作成し、第2回策定委員会で提示する。その後、計画原案を作成し、総合計画や地域福祉計画等の上位計画との整合性を確認する。最終的には、第3回策定委員会で最終案を提示する予定である。市民の意見を聴くため、令和9年1月にパブリックコメントを実施する予定である。
- 本日配布した「伊万里市障がい者計画等策定に係るアンケート」について、委員の皆さまから意見を伺いたい。提出期限は令和8年9月15日である。提出方法は、同封の返信用封筒による郵送のほか、ファックスまたは電子メールでも受け付ける。
- (委員長) 委員アンケートは、通常のパブリックコメントとは異なり、委員の皆さまから具体的かつ専門的な意見をいただくためのものである。今後の計画策定に活用するため、ぜひ協力されたい。
- 以上をもって、本日の協議事項を終了する。
- 第2回、第3回の策定委員会および委員アンケートについても、引き続き協力されたい。
- これをもって、第1回伊万里市障がい者計画等策定委員会を閉会する。